

みんなでつくるPTA



府中第二小学校PTA

令和6年4月改訂



目次

はじめに	3
PTAとは	4
二小PTAについて	5
各部の紹介～総務部・校外指導部～	6
PTA参加活動の紹介	8
PTA卓球部・バレー部について	9
PTA団体傷害保険加入について	10
府中市立府中第二小学校保護者と教師の会会則	12
府中第二小学校PTAの個人情報保護への取組みについて	15
府中第二小学校PTA個人情報取扱規則	16
府中第二小学校PTA表彰・弔慰・見舞内規	18
役員選考委員内規	19
役員業務引継内規	20

はじめに

PTA活動は、子どもたちの安全・安心な学校生活を支えていくための活動です。

近年、共働き世帯の増加等に伴い、保護者の皆様のPTA活動に対する考え方も多様化しています。

だからこそ、保護者の皆様にとって参加しやすいPTA活動であることが何より重要であると考えています。

このような考えから、二小PTAでは、令和3年度PTA総会において、役員制度の見直し（学年部・広報部・文化部の廃止）等を行い、組織体制をスリム化しました。今後も、より良い活動内容や負担軽減に向けた取組みなど、様々なご意見に耳を傾けながら、保護者の皆様にとって参加しやすいPTA活動を目指していきます。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちの安全・安心な学校生活に向けて、次項からの内容をよくお読みいただき、PTA参加活動（一家庭一役のお手伝い）をはじめとしたPTA活動へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



PTAとは

P・・・Parent（保護者）

T・・・Teacher（先生）

A・・・Association（連合）

PTAとは、英語の Parent Teacher Association の頭文字をとったもので、「保護者と先生の会」のことです。

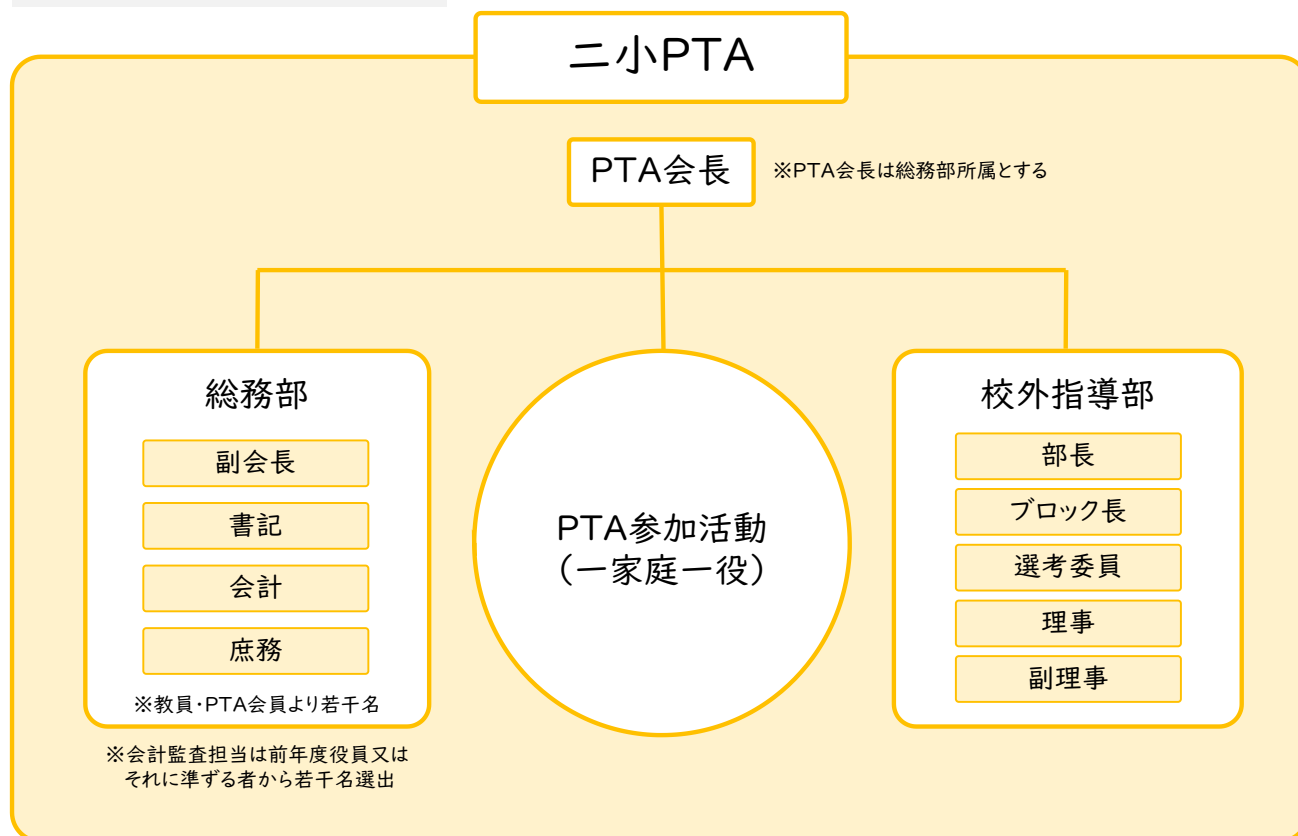
子どもたちが伸び伸びと楽しく学校生活を送るためには、保護者と先生、そして地域とのつながりがとても大切になります。学校でどのような取組みが行われているのか、保護者として関われることはどんなことか、そしてどのようにして地域に支えられているのか、PTA活動を通して知ることができます。

PTAは、保護者、学校、地域が協力し合い、助け合いながら、子どもたちのために活動する団体です。



ニ小PTAについて

ニ小PTA 組織イメージ図



- ニ小 PTA には、総務部・校外指導部の2つの部があります。
- 総務部役員・校外指導部役員以外の保護者の方は、PTA参加活動として、一家庭一役のお手伝いを行います。
- ニ小PTAは、PTA 連合会 (P 連) や青少年対策地区委員会 (青少対) など、各種関係団体と協力して活動しています。



各部の紹介～総務部・校外指導部～

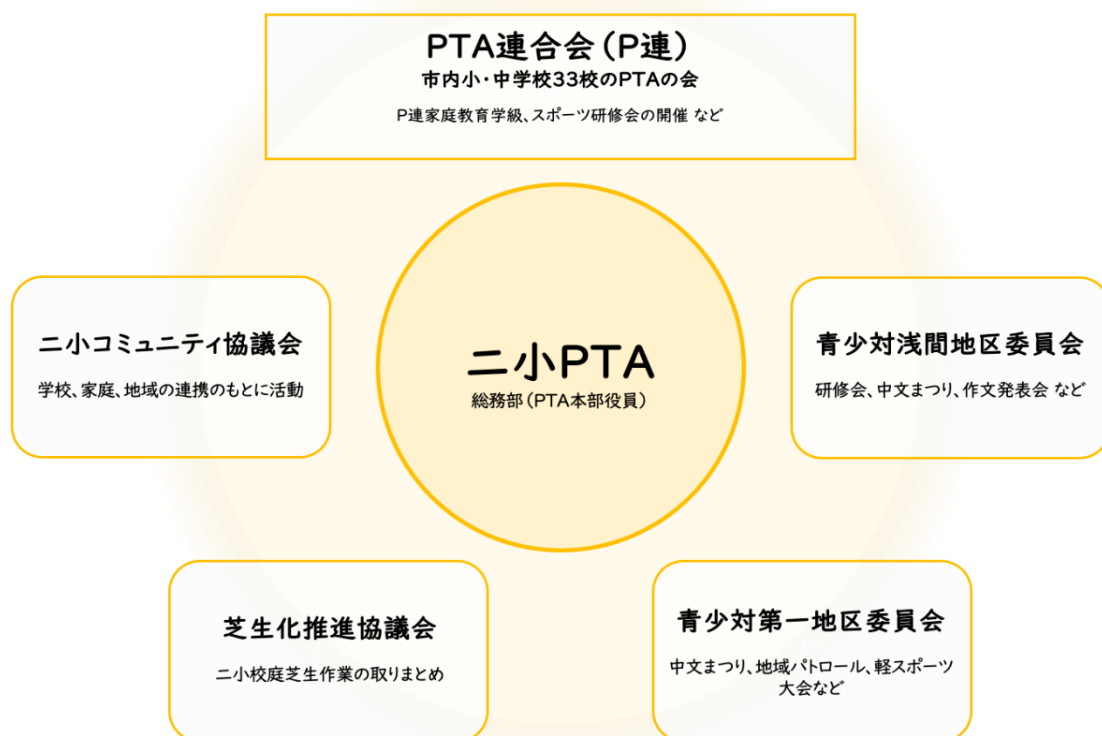
総務部

会長・副会長・書記・会計・庶務で構成されます。

校外指導部や学校、各種関係団体と連携し、二小PTAの活動を全般的にサポートします。

【主な活動内容】

- PTA総会の運営…毎年４月に開催。必要に応じて臨時で開催することもできる。
- 総務部会の開催…定期的に行う。PTA活動に関する協議を行う。
- PTA参加活動(一家庭一役)の調整
- 各種書類の作成・配布、PTAニュースの発行
- PTA会費の管理
- 学校行事への協力
- 芝生の維持管理への協力(グリーンキーパー事務局の運営)
- 各種関係団体(P連、青少対など)の対応・活動協力



校外指導部

会長、部長、ブロック長、選考委員、理事、副理事で構成されます。

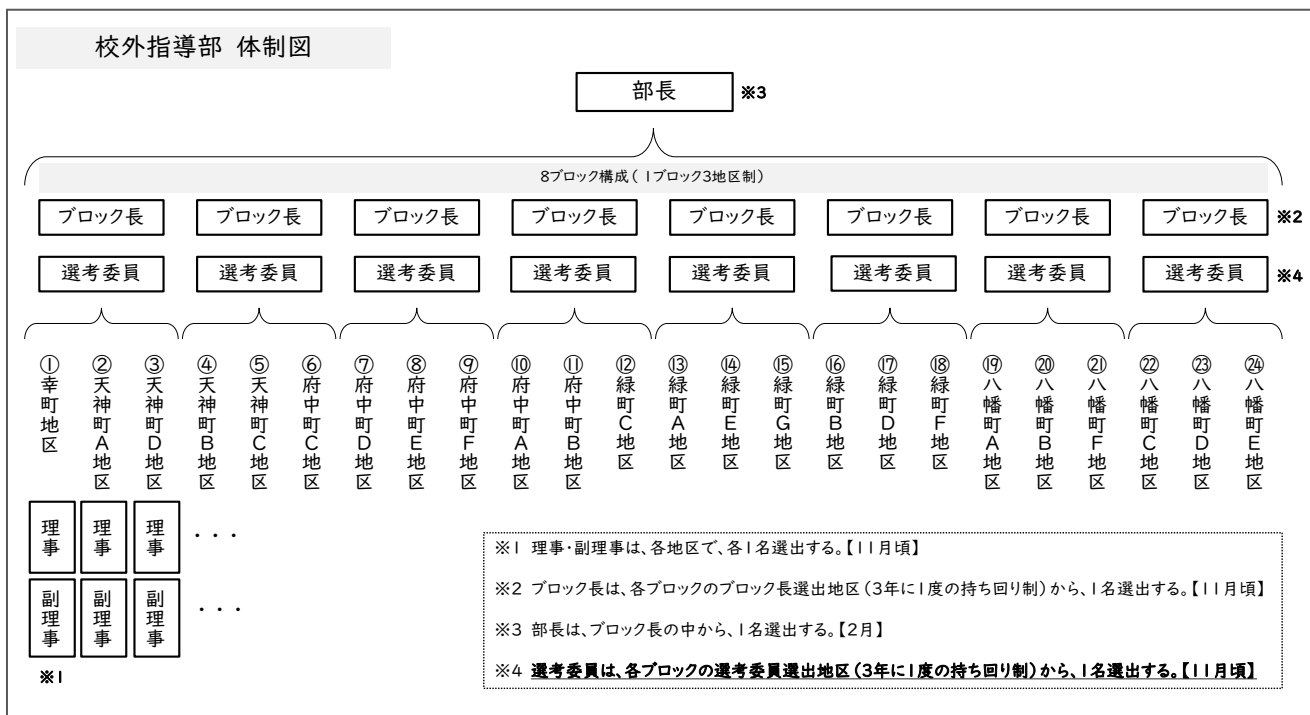
地区内で子どもたちが安心して過ごすことができるようサポートします。

【主な活動内容】

- 校外指導部会の開催
- 集団登校に関する調整・安全指導
- 安全マップ、子ども緊急避難の家マップの作成
- 地区子ども会への出席
- 学校行事への協力
- 選考委員会の運営
- 夏の科学お楽しみ会の開催
- 夏休み中の地区お楽しみ会、ラジオ体操の開催
- 地域活動への参加



新旧入れ替え部会の様子(2月)



PTA 参加活動の紹介

総務部役員、校外指導部役員以外の方は、PTA参加活動にご協力いただきます。

【主な活動内容】

- 運動会 … 事前準備・前日準備・受付・児童見守り・パトロール等のお手伝い
- 学校公開受付 … 学校公開日の来校者、参観者の受付
- 体力テスト … 1、2年生の体力調査のお手伝い
- 児童ポット苗の作成 … 児童のポット苗作りのお手伝い
- おそうじ隊 … 体育館等の清掃
- 卒業・入学記念品準備 … 卒業記念品と入学記念品の袋詰めと仕分けのお手伝い
- 夏の科学お楽しみ会 … 児童の科学体験イベントのお手伝い
- 講演会 … 各種講演会への参加

など

※その他活動の詳細は、毎年 4 月に配布される「PTA参加活動一覧表」をご覧ください。

おそうじ隊



体育館を綺麗にしています

体力テスト(1・2年生)



元気いっぱい頑張る子どもたちのサポートをしています

運動会事前準備



ひとつひとつ丁寧に心を込めて作業をしています

児童ポット苗の作成



校庭に植えるための芝生ポット苗を作るお手伝いです

夏の科学お楽しみ会



たくさんの種類の科学体験ができて子どもたちは大喜びです

PTA卓球部・バレー部について

二小には、保護者の卓球部・バレー部があります。

府中市 PTA 連合会が主催するスポーツ研修大会等に向けて、日々練習を行なっています。

未経験者でも大丈夫!!ご興味のある方は、各部の練習時間に合わせ、体育館へお越しください!

【練習場所】

二小体育館

【練習時間】

卓球部 …毎週水曜日 15:00～17:00

バレー部 …毎週木曜日 17:00～19:00
毎週土曜日 13:30～17:00

※学校行事等によって、練習時間は変更となることがあります

(卓球部)



(バレー部)



PTA団体傷害保険加入について

二小PTAでは、児童・教職員・保護者を対象として「PTA団体傷害保険」に加入し、万が一に備えています。

保険の内容

1世帯あたり保険料	年間111円（PTA会費に含まれています。）
死亡保険金額	200万円
後遺障害保険金額	6万円～200万円
入院保険金額	1日あたり3000円（180日限度）
通院保険金額	1日あたり2000円（90日限度）
保険期間	契約90日（6月1日）より1年間（毎年継続）

保険の対象（保険金が支払われる事由）

1. PTAが主催または共催するすべての活動において、けがまたはけがが原因で死亡した場合。
2. その活動に参加するために自宅と会場（集合する場所も含む）との通常の経路を往復中に、けがまたはけがが原因で死亡した場合。

【対象となる活動例】

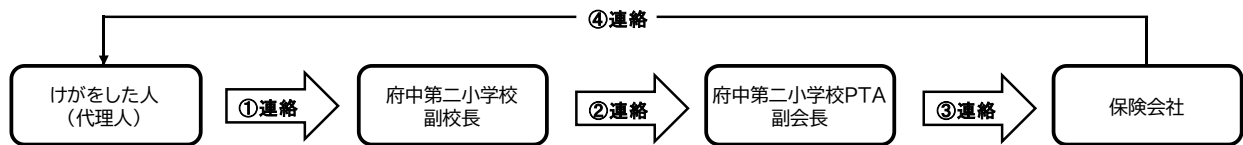
PTA総会、部会（印刷、印刷物等の配布も含む）、運動会、夏季行事（ラジオ体操、地区行事）、PTA主催の講習会・研修会、家庭教育学級、その他

注）児童のけがで、学校生活中のけが等は「日本体育学校保健センター」からの給付が行われますので対象となりません。また、保護者会など学校主催の行事も対象となりません。

けがをした時の連絡と保険金給付の手続き

けがをした時は、早急に二小（副校長）へご連絡ください。

すぐに二小PTA副会長が保険会社に報告します。その後、保険会社よりご本人様に連絡があり、必要書類が届きます。請求の手続きが済んだ後、ご本人様に保険金が支払われます。



【連絡先】 府中第二小学校 042-361-9002（副校長まで）

【連絡内容】 けが人の氏名、住所、電話番号／けがをした日時、場所／事故状況



府中市立府中第二小学校保護者と教師の会会則

(名称)

第1条 この会は、府中市立府中第二小学校保護者と教師の会(略称 府中第二小学校PTA)という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、府中第二小学校内(東京都府中市緑町1-29)に置く。

(設立日)

第3条 この会の設立日を昭和25年4月1日とする。

(目的)

第4条 この会は、学校と家庭と社会が一体になって、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

1. 教育的環境の整備をはかる。
2. 児童の保健衛生並びに体位の向上をはかる。
3. 民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
4. 学校と家庭との関係を一層緊密にし、児童の訓育について保護者と教師とが聡明な努力をするようにする。
5. その他本会の目的を達成する上に必要な事項。

(部の設置ならびに運営)

第6条 この会は前条の活動を遂行するため次の部を設ける。

1. 総務部

1. 会長 1名
2. 副会長 3名(P2・T1)
3. 会計 3名(P2・T1)
4. 書記 3名(P2・T1)
5. 庶務 2名
6. 会計監査 若干名

ただし、副校長2名の年度においては、副会長4名(P2・T2)とする。

定期的に総務部会を開催し、PTA活動について協議および企画運営を行う

2. 校外指導部

各ブロックより選出したブロック長1名、各地区理事・副理事2名より構成され、学校各地区と提携し、児童の校外における指導を行う。また、各ブロックより選考委員を1名選出し、総務部役員の選考にあたる。

(総務部役員の選出及び任期)

第7条 前条の総務部役員の選出方法および任期は下記のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計、書記、庶務は、選考委員会により選考され、総会の承認を得て総会時より就任する。
2. 会計監査は前年度総務部役員またはそれに準ずるものから若干名選出する。
3. 総務部役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(総務部役員の任務)

第8条 総務部役員の任務は下記のとおりとする。

1. 会長は会務を処理し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
3. 会計は経理を掌る。
4. 書記は総会等の議事を記録し、各種の会合について通知する。
5. 庶務は関係各所と連携し、協力する。
6. 会計監査は会計を監査する。
7. 総務部役員の任務は、該当役員の配偶者等が総務部会で許可を得て代理できる。

(委員会)

第9条 この会を運営するために必要な委員会を設けることができる。

(会員資格)

第10条 この会の会員となることのできる者は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる人ならびに本校の職員に限る。

(会費ならびに会計年度)

第11条 この会の会員は会費を納めるものとする。

1. 会費は年間1800円とし、4月より翌年3月まで(12か月分)に納めるものとする。
2. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、予算の決定、決算の承認は総会で行う。

(総会)

第12条 総会については次のとおりとする。

1. 総会は毎年1回4月に開く。
2. 総会は会員(保護者については児童在籍家庭数)の過半数(委任状提出も含め)以上の出席をもって成立する。
3. 総会の議決は出席者の過半数によって決議する。
4. 総会は必要に応じて臨時に開くことができる。臨時総会の開催について会員の三分の一以上の請求があった場合には、14日以内に招集しなければならない。
5. 総会を開催する場合は、会長はあらかじめ会員に通知したうえで、書面総会を開くことができる。
6. 書面総会での決議は、原則として会員の書面またはインターネット経由による議決権行使によって決議する。この場合において、会員の過半数以上の決議・委任状の提出があった場合に総会は有効なものとする。
7. 書面総会の議決は決議・委任状提出者の過半数で決議する。

(会則の変更)

第13条 この会則の変更は総会の議決による。

(細則)

第14条 この会則に必要な細則は総務部会にて協議し定める。

附則 この会則は、令和6年4月22日から実施する。

(平成26年4月30日 改正)

(令和2年5月29日 改正)

(令和4年4月1日 改正)

(令和5年4月21日 改正)

(令和6年4月22日 改正)

平成22年以前省略

府中第二小学校PTAの個人情報保護への取組みについて

個人情報は、府中第二小学校PTA(以下、「本会」という。)が事業を継続するうえで最も大切な資産のひとつであることを認識し、個人情報の有用性に配慮して個人の権利・利益を保護していくために、個人情報の適正な取扱いを行うことが、本会の社会的責任であると考えております。

本会は、「個人情報保護方針」を次の通り定めるとともに、「個人情報保護規則」を策定し、個人情報の適正な取扱いができるようその管理を徹底してまいります。

個人情報保護方針

1. 本会は、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用および提供を行い、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行いません。これを PTA 活動を行う者に徹底するとともに、それが守られるような措置を講じます。
2. 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい(紛失含む)に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。
3. 本会は、お預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ、迅速に対応します。
4. 本会は、PTA 活動を行う者が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施できるよう教育啓蒙を徹底します。
5. 本会は、個人情報保護に関する法令、その他規範を遵守します。
6. 本会は、上記の措置を講じるための個人情報保護規則を策定し、これを遵守するとともに、社会環境などに照らして見直しを行い継続して改善に努めます。

附則 この内規は令和4年4月1日より実施する。

(令和2年1月17日 制定)

(令和4年4月1日 改正)

府中第二小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

1. 本規則は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)に基づき府中第二小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」とする。)の取扱いについて定める。

(責務)

2. 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(責任者・管理者)

3. 本会における個人情報データベースの責任者は会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

4. 本会における個人情報のデータベースの取扱者は、総務部役員および校外指導部役員とする。

(秘密保持義務)

5. 本会における個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

6. 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

7. 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- ① PTA会費納入に係る手続きと管理
- ② PTA活動に必要な名簿等の作成
- ③ 文書の送付
- ④ 役員選出
- ⑤ PTA活動の諸連絡

(利用目的による制限)

8. 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

9. 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適切に管理し、不要となった個人情報は管理者の立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

10. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

11. 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(情報開示)

12. 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい等時の対応)

13. 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに責任者である会長へ報告する。

(研修)

14. 本会は、PTA 活動を行う者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

15. 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

16. 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総務部会にて審議し承認をもって改正することができる。

附則 この内規は令和5年12月5日より実施する。

(令和2年1月17日 制定)

(令和4年4月1日 改正)

(令和5年12月5日 改正)

府中第二小学校PTA表彰・弔慰・見舞内規

1. 会員で本会に特に功労のあった者に対しては、総務部会にて協議の上記念品を贈呈し謝意を表す。
2. 会員の死去に際しては金壹万円を香料として供え弔慰を表す。
3. 本会の会員でPTA活動により2週間以上の傷害を受け又は交通事故により1ヶ月以上の疾病を生じた者には見舞金五千円を贈る。
4. 教職員の家族(配偶者および一等親)の死亡に際しては、弔慰金五千円を贈る。
5. 児童の災害見舞については次の通り定める。
 - (1) 在学中の児童の死去に際しては金壹万円の香料を供え弔慰を表す。
 - (2) 学校管理下の児童の不慮の災禍に対しては見舞金五千円を贈る。(2週間以上の傷害を受けた場合)
 - (3) 火災その他の災害により学習に支障を生じたときは見舞金を贈る。その金額は災害の程度により会長がこれを決定する。
6. 本内規に定めなき事項については、総務部会にて協議の上決定することができる。

附則 この内規は令和4年4月1日より実施する。

(平成22年4月28日 改正)

(令和2年5月29日 改正)

(令和4年4月1日 改正)

平成5年以前省略

役員選考委員内規

(総則)

1. この内規は、会則第6条に示す総務部役員(会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名、庶務2名)の候補の選考にあたる選考委員会について必要事項を定める。

(選考委員会の構成)

2. 役員選考委員会は、各ブロックおよび学校側より1名の選考委員により構成される。
◎註 但し、選考委員でも役員候補として推薦することができる。

(選考委員会の役員)

3. 選考委員会に委員長1名、副委員長1名、書記1名をおく。
委員長、副委員長および書記は委員の互選により選出する。
但し、学校側より選出された委員は委員長および副委員長になることはできない。

(選考委員の任期)

4. 選考委員の任期は毎年4月以降の適切な時期から総会終了時までとする。
但し、役員が任期途中で転出の場合には、委員長および副委員長は、その都度再発足するものとする。

(役員候補の選考)

5. 役員候補の選考については選考委員会において選考方法を決定する。
 - (1) 選考委員会は決定された選考方法において厳正に選考を行う。
 - (2) 選考委員会は選考の結果に基づき、原則として1月中に各候補者の承諾を得るものとする。
 - (3) 役員候補者は各役員毎にその定数とする。
 - (4) 選考委員会は役員候補者の決定に伴い、候補者名を全会員に報告する。
 - (5) 選考委員長はさらに総会において選考された次期役員候補者およびその選考経過を報告する。

附則 この内規は令和5年4月21日より実施する。

(平成30年4月24日 改正)

(令和2年5月29日 改正)

(令和4年4月1日 改正)

(令和5年4月21日 改正)

平成27年以前省略

役員業務引継内規

PTA活動を活発且つ円滑にするため、総務部役員、校外指導部員交代時の業務引継について次の通り定める。

1. 次期総務部役員、校外指導部員内定後は、その業務内容について詳細に引継ぎを行う。
2. 新会長候補者は活動準備のため、現会長と密接な連絡を取りながら、定期総会前に次の措置を完了する。
 - (1) 次期活動方針および事業計画の立案
 - (2) 次期予算案の立案

附則 この内規は令和4年4月1日より実施する。

(平成17年4月28日 改正)

(令和4年4月1日 改正)

平成16年以前省略